

福祉資金〔災害援護費〕

(令和元年台風第15号及び第19号特例)のご案内

台風15号・19号により被災した地域から府内へ避難して来られた世帯に対する貸付です

災害を受けたことにより臨時に必要となる経費(上限150万円以内)

例えば、次のような経費が対象となります。

■住居の移転等・・・引越に必要な経費(但し、自治体による住宅斡旋の利用が優先)。

■家具家電等・・・最低限必要な物品の購入(原則25万円以内とする)

■住居設定費・・・敷金・礼金等必要な経費(原則30万円以内とする)

※大阪府では自動車の購入は対象としません。

※住宅補修費は被災した住居のある県での申請になるため、大阪府では受け付けません。

●連帯保証人 原則1名必要

※申請内容によっては連帯保証人の設定を必須で求める場合があります。

●貸付利子無利子(連帯保証人を付けなければ年利1.5%)

●据置期間貸付の日から2年以内

●償還期間据置期間経過後20年以内

※償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対し年3%の延滞利子が発生します。

1. 対象 以下の全てに該当する世帯

(1) 令和元年台風第15号及び第19号により被災し、大阪府内に避難(府内に今後1か月以上居住予定)された世帯

(2) 市町村民税非課税程度の低所得世帯(勤務先の休廃業もしくは生業の継続が困難等により低所得となった世帯も含む。)、障がい者世帯、高齢者世帯

2. 申込み先 避難先の市区町村社会福祉協議会

3. 申込みに際して必要な書類等

●ご本人にご用意いただくもの

①ご本人の確認及び被災地に住所を有していたことが確認できるもの(運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード等)

②被災されたことを示すもの(原則、罹災・被災証明書) ③課税証明書又は源泉徴収票(写)等

④大阪府内避難先の住民票(または、自治体による住宅斡旋の場合にはそれがわかるもの)

※連帯保証人が付く場合には、連帯保証人の本人確認書類や住民税課税証明の提出が必要です。

●市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの

⑤借入申込書、⑥同意書、⑦その他、大阪府社会福祉協議会が指定する書類

≪貸付決定後に提出いただくもの≫

⑧借用書(実印の押印が必要です)、⑨印鑑登録証明書、⑩預金口座振替依頼書

4. 貸付金の送金

●ご指定の金融機関口座(原則、避難された方の名義に限る)に振り込みます。

送金は、貸付決定のうえ、借用書を提出いただいた後に行います。

5. 貸付後の手続き 住所や電話番号等が変わる場合には必ずご連絡ください。

6. 償還について

●原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは据置期間終了後です。

7. 貸付できない世帯

■生活保護受給中の世帯 ■現在病気療養中等当分の間自立に必要な収入を得ることが困難な世帯

■この特例による災害援護費を既に借りている世帯 ■生活福祉資金等の貸付を受け延滞中の世帯

■生活福祉資金の連帯保証人になっている世帯 ■多額の借金があり自己破産等法的整理中の世帯

■現在の世帯合計収入が生活福祉資金世帯収入基準を超えている世帯

■貸付が不要程度の多額の貯蓄を有する世帯 ■暴力団員又は世帯員に暴力団員がいる世帯

*審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 Tel 06-6762-9474